

むつ市議会第214回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成24年11月27日（火曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第4 議案第66号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第67号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第68号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案質疑、討論、採決】

- 第7 議案第66号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第67号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第68号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第10 議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例
- 第11 議案第70号 むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例
- 第12 議案第71号 むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第13 議案第72号 むつ市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例
- 第14 議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例
- 第15 議案第74号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第75号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第77号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第19 議案第78号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第20 議案第79号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第21 議案第80号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第22 議案第81号 市道路線の廃止について

- 第23 議案第82号 市道路線の認定について
- 第24 議案第83号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第25 議案第84号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第26 議案第85号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第27 議案第86号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第28 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第29 議案第88号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第30 議案第89号 平成24年度むつ市一般会計補正予算
- 第31 議案第90号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第32 議案第91号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第33 議案第92号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第34 報告第27号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第35 報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)
- 第36 報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第37 報告第30号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第38 報告第31号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第39 報告第32号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第40 報告第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
委員	遠	藤	雪	夫		選挙管理委員会	畑	中	政	勝
公営企業者	畑	中	重	宏		総務政策部長	伊	藤	道	郎
農委員	下	山	益	雄		民生部長	奥	川	清	次郎
業務代理	松	尾	秀	一		経済部長	澤	谷	松	夫
財務部長	鏡	谷		晃		川内庁舎長	布	施	恒	夫
保健福祉部長	工	藤	治	彦		協野所	猪	口	和	則
建設部長	大	橋		誠		選挙管理委員会	氣	田	憲	彦
大畑庁舎長						選挙事務局長				
計者務部										
事務部長										
出納室										

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（山本留義） ただいまからむつ市議会第214回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、脇野沢赤坂地区における不法投棄について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本留義） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、8番佐賀英生議員及び19番富岡修議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（山本留義） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの18日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（山本留義） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る8月31日開会のむつ市議会第213回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

7月19日、8月20日及び9月19日に実施いたしました環境調査につきましては、全ての調査地点において環境基準または排水基準に適合しておりました。

今後につきましては、継続して調査を行い、経

過を観察してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第6 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第66号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第6 議案第68号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第66号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。が、本案は、青森県人事委員会の県職員の給与等に関する勧告に鑑み、市職員の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第67号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。が、本案は、市職員の期末手当に係る支給割合の改定を勘案し、市長、副市長及び公営企業管理者並びに教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第68号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

についてであります。が、本案は、前議案と同様の理由により、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました3議案については、この後質疑、討論、採決を行います。が、ここで議案熟考及び議事整理のため午前10時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7～日程第9 議案質疑、討論、採決

◇議案第66号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第66号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第66号について、3点についてお尋ねをいたします。

1つは、本議案は県の人事委員会の勧告に準拠して、本年12月の期末手当の支給割合を0.1カ月分減額をして、来年度は6月と12月の期末手当の

支給割合をそれぞれ0.05カ月分ずつ減額するというものであります。そこで、県内の他の自治体でこの県の人事委員会の勧告に準拠せず一時金を削減しない自治体がないのかどうかお知らせを願いたいと思います。

2点目は、この手当削減によって職員1人当たりの平均の削減額と削減の総額を幾ら見込んでいるのか、12月の期末手当の部分についてお知らせを願いたいと思います。

3点目は、本事案は職員の労働条件の変更であることから、当然のこととして労働組合との協議の事案であります。そのようなことから、労使協議の経過と内容についてお知らせを願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、他自治体の状況についてでございますが、確定したものではございませんが、事前の情報では県内他市においては、基本的に青森県人事委員会の勧告に準拠した形で対応すると伺っております。しかし、町村等を含みます県内全自治体の対応については把握しておりません。

次に、職員1人当たりの平均削減額と削減総額についてでございますが、対象となるのは全職員566人でございますが、一般会計に係る職員につきましては、議案第89号の補正予算書の給与明細書にもありますとおり、507人分として1,723万3,000円を見込んでおりますことから、単純平均ではありますが、1人当たりの削減額は約3万4,000円となります。

企業会計等一般会計以外の部分も含めると、単純計算にはなりますが、この1人当たり約3万4,000円という数字に566を掛け、削減総額は約1,900万円余りとなります。

3点目の労使協議についてでございますが、人事委員会を置いていない当市におきましては、青森県人事委員会における公民給与、公務員、それから民間の給与の調査結果等も参考に、地域の民間給与を反映させた適切な改定を行うこととしておりますことから、県人事委員会が去る10月9日に勧告いたしました内容に準拠した形で給与改定を行いたいとして、11月8日に職員組合に提示しております。その後11月15日に2回目の協議を行い、結果的には合意には至らなかったものの、県及び県内他市の動向等を踏まえまして、本議案を上程する判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） ありがとうございます。ただいまの答弁について、再質疑をさせていただきたいと思っております。2点にわたってお尋ねいたします。

1つは、先ほどの答弁の中でありました、この手当減額によって1,900万円ほどの職員の期末手当の減額になると、このようなお話であります。このことによって、我がむつ市の地域経済に与える影響は少なからず大きいものと、このように理解をするわけであります。加えて職員の仕事への士気低下にもつながる、このような認識を持つわけでありましたが、このようなことについてどのように認識をしているのかお尋ねをしたいと思います。

2点目は、これまでの本市の行財政改革の実施によって、合併以降、とりわけこれまで団塊世代を中心にした定年退職等もあり、合併以降140名の職員が減少していることがあるわけでありませぬ。このことによって、現在在職している職員の方々の残業や休日出勤等による業務処理が余儀ない状況にあると私は理解をしているところであります。そういう中で、残業や休日出勤による振りかえ休日について実態把握をしていると思っております。

が、その点について具体的な実態をお伺いしたい
と思います。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

確かに職員の年収が年々下がってきておりますが、それが職員の就労意欲の低下に直結するとは考えてございません。団塊世代の大量退職によりまして、上位の職位に昇任して給料が上がる年齢も下がりがつあります。職員の能力に応じて、これまでよりも若くして上位の職位につく可能性が高まることは、仕事に対するモチベーションのアップにつながるものと考えております。

さらに、人材育成に力を注いでおりまして、研修とか庁内公募制のみならず、適材適所を図るための人事異動に対する自己申告制を昨年度から導入するなど、ソフト面での制度の充実を図ることで職員のモチベーションを高めたいと考えております。

次に、残業及び振りかえ休日の実態についてでございますが、振りかえ休日の実態については、それぞれの所属長が把握しているものと思っておりますが、全庁的なデータとしては把握しておりません。ただ、1人当たりの時間外勤務の年間時間数についてでございますけれども、平成22年度が75.4時間、一月当たり6.3時間、平成23年度は86.6時間、一月当たり7.2時間、平成24年度は、途中ではございますけれども、10月までの実績では59.4時間、月当たり8.5時間と年々増加傾向にあるのは事実でございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） ここで暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

6番。

○6番（目時睦男） 3回目の質疑になるわけですが、今総務政策部長から答弁がありました。実は、私は所用で休日に本庁舎に行く機会があるわけでありまして、ほとんどの休日の状況を見ますと、その都度20人ないし30人前後の職員が休日出勤していることを目にするわけでありまして。そこで、今後の関係であります、今答弁がありましたように、平成22年度以降、残業の平均の時間が多くなってきているということについて、数字での答弁がありました。要員が削減をされている状況の中で、今後の傾向として残業や休日出勤が多くなっていくことが想定されるわけでありまして。そこで、サービス残業や休日出勤による振りかえ休日を与えないということはないと思っておりますが、法、規則の遵守を今後どのように行っていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

いわゆるサービス残業はないものと考えておりますが、先ほどお答えいたしましたとおり、残業時間は増加傾向にあるのは事実でございますことから、私どもといたしましては、ワーク・ライフ・バランスの観点及び職員の健康管理の面から時間外及び休日勤務の抑制に努めていかなければならないものと考えております。

まず、一定時間以上の休日勤務をする場合は振りかえ休日をとるよう指導しております。また、グループ制の導入もでございます。課長裁量で、より柔軟な課内の人員配置体制をとれるようにしておりますし、課の軽微な業務に対する意思決定及び事務処理の迅速化を図るとともに、課の均衡ある統率と調整対応へのシフト強化のため、課長専決権限のグループリーダーへの移譲を推進してまいりました。

具体的には、例えばグループリーダーが時間外勤務命令を専決できることにしております。そのことによりまして、より業務実態に即した時間外勤務命令を出せるようになったと思えます。もちろん全庁的な視野で業務の立て込んでいる部署の把握をするため、午後8時を超す時間外勤務につきましては、総務課長に承認願を提出することとしており、牽制機能も持たせております。さらに、余り成果となってあらわれてはならないようでございますけれども、昨年から毎週水曜日と金曜日にノー残業デーとして、庁内放送により職員へ呼びかけをしているところでございます。このような取り組みを強化、充実することで、時間外勤務及び休日勤務を抑制していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 目時議員と同じ質疑内容でしたので、質疑は取り消しさせていただきます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

すので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第66号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、566名の職員に対し、総額約1,900万円の給与削減となる議案であります。3年前、2009年11月には、総額で約2,500万円の給与が削減されました。この年には、夏も削減をされ、夏と合わせれば約1億4,200万円の給与削減でございました。次の年、2010年11月には総額で約3,500万円の給与が削減されました。昨年2011年11月には、総額で約700万円の給与が削減されました。そして、今回は約1,900万円の給与削減でございます。それこそ毎年の給与削減となっております。これは、職員の日ごろの努力に応えたものとは言えない、そして地域経済をますます冷え込ませることになるという議案でございますから、そういう理由で私は本案に対し反対をいたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第66号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇議案第67号

○議長（山本留義） 次は、日程第8 議案第67号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇議案第68号

○議長(山本留義) 次は、日程第9 議案第68号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者23人、起立しない者1人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10～日程第40 議案一括上程、提案理由説明

○議長(山本留義) 次は、日程第10 議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例から日程第40 報告第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの31件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) ただいま上程されました24議案7報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第69号から議案第72号まで及び議案第76号についてであります。これら5議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によ

る公営住宅法、道路法、河川法及び下水道法の一部改正に伴い、条例で定めることとされた基準等について必要な事項を規定するため、むつ市営住宅等の整備基準を定める条例、むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例、むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例及びむつ市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例を制定するとともに、むつ市営住宅条例について所要の改正をし、及び条文整備をするものであります。

次に、議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例についてであります。本案は、空き家等に起因する事故、火災、犯罪等を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしを確保するため、空き家等の適正な管理について所有者等の責務、市が対策を講ずるための手続等を定めるものであります。

次に、議案第74号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、関係政令の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費の給付対象について所要の改正をするほか、条文整備をするためのものであります。

次に、議案第75号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国民年金法等の改正に伴う引用法令の明確化等について条文整備をするものであります。

次に、議案第77号及び議案第78号の指定管理者の指定についてであります。これら2議案は、むつ市宮後牧野外4施設及び川内第1牧野外1施設の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第79号及び議案第80号についてであります。これら2議案は、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合につい

て、構成団体であります三戸郡町村会館管理組合が解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体数を減少し、組合規約を変更するためのものであります。

次に、議案第81号 市道路線の廃止についてであります。本案は、大平町地区の道路整備の完了に伴い、荒川分譲住宅4号線を再認定するため廃止するほか、市営住宅川内楯木団地建設工事により川内37号線を廃止するためのものであります。

次に、議案第82号 市道路線の認定についてであります。本案は、前議案で廃止することとしております荒川分譲住宅4号線を改めて認定するとともに、開発行為により市に帰属した路線等17路線を市道として認定するためのものであります。

次に、議案第83号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月14日をもって任期が満了となります小川照久氏の後任として阿部昇氏を選任いたしたく、提案するものであります。

このたびの任期をもちまして勇退されます小川氏は、就任以来4年間にわたり代表監査委員として地方自治の発展にご尽力されました。ここに小川氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第84号及び議案第85号のむつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、本年12月19日をもって任期が満了となります高瀬厚太郎氏及び来年1月15日をもって任期が満了となります宮浦雅子氏の両名を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第86号及び議案第87号のむつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら2

議案は、本年12月22日をもって任期が満了となります川向常寛氏及び篠崎慶司氏の両名を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第88号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、昨年12月31日に辞任いたしました委員の後任として鶴ヶ崎猛氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第89号 平成24年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、2億5,950万3,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は334億5,797万4,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり、職員の配置がえ、期末手当の支給割合の改定等に伴う人件費の増減調整をしております。

総務費では、制定を進めております市民歌の編曲に要する経費及び退職者の一部不補充、職員の東日本大震災による被災地への長期派遣等に伴う臨時職員の賃金を増額しておりますほか、地上デジタル放送難視対策に係る助成金を計上しております。

民生費では、今後の各対象者の増加等に伴う支出見込みにより、障害者自立支援給付費、法人立保育園運営費及び生活保護費を増額しておりますほか、地域密着型特別養護老人施設の新設に伴う開設準備に係る補助金を計上しております。

衛生費では、国民健康保険税の軽減措置に係る保険基盤安定負担金及び国保財政安定化支援事業の一般会計負担額の確定等に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額しております。

農林水産業費では、国の予備費による経済対策を活用し、川内地区の幹線水路整備に係る県営事業負担金を増額しております。

土木費では、大湊港の港湾施設整備事業の進捗状況に伴い、県営事業負担金を増額しております

ほか、小川町地区で発生した特殊地下壕の陥没箇所の復旧対策に要する経費を計上しております。

教育費では、職員の育児休業等の取得件数の増加等に伴い、臨時職員の賃金を増額しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金には保育児童保護者負担金を、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を、財産収入には直営造林及び分収造林の売払収入を、諸収入には生活保護費返還金及び新たな難視対策事業費補助事業助成金を、市債には事業との関連において借入見込額を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

また、川内第1牧野外1施設及びむつ市宮後牧野外4施設の指定管理料について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第90号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本案は、後期高齢者支援金及び介護納付金の確定並びに前年度の療養給付費等国庫負担金の精算に伴い、1億67万2,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は81億2,118万7,000円となります。

次に、議案第91号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。本案は、過年度分の保険料還付件数が増加したことに伴い、25万円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、4億6,869万5,000円となります。

次に、議案第92号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、社会資本整備総合交付金の確定等に伴い、9,373万9,000円を減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、14億1,700万円となります。

次に、報告第27号、報告第31号及び報告第32号

についてであります。これらは、本年6月28日むつ市川内町地内の国道で発生した自動車事故、7月10日むつ市役所駐車場で発生した自動車事故及び8月14日むつ市川内町で発生した公共下水道の公共汚水ますの破損箇所による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいていることにより、専決処分したものであります。

次に、報告第28号についてであります。これは、平成24年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、脇野沢温泉の改修に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第29号についてであります。これは、平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでありまして、前年度及び前々年度の賦課更正に伴う保険料の還付手続を速やかに行うため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第30号についてであります。これは、むつ市議会第210回定例会において御議決をいただき、施工しております関根漁港施設災害復旧工事について、現地精査による工事内容の見直しに伴い、契約金額に変更が生じたので、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第33号についてであります。これは、平成24年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、衆議院議員総選挙の執行に係る予算措置に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました24議案7報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

第であります。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。11月28日から30日までと、12月3日及び4日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、11月28日から30日までと、12月3日及び4日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、12月1日、2日は休日のため休会とし、12月5日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時55分 散会